

上越市部活動指導ガイドライン

上越市教育委員会 学校教育課

1 部活動指導ガイドラインの作成の趣旨

学校における部活動は、教育課程外の教育活動であるが、「部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」であり、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。」として学習指導要領で示している。【中学校学習指導要領(平成29年3月)第1章総則 第5 学校運営上の留意事項】

運動部は、スポーツに親しみ、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、互いに競い、励まし、協力する中で、友情を深め、フェアプレイの精神を学ぶ場となっている。また、文化部では、文化芸術や科学等に親しみ、自らを高め、仲間と共に発表や表現をすることにより、達成感を得たり自己肯定感を育んだりしている。こうした部活動は、保護者や地域からも、児童生徒の社会性を育成する場として期待されるとともに、生涯に渡って、スポーツや文化芸術等に親しむ基礎を育むといった、重要な役割を果たしている。

しかしながら、少子化の進行により、従前の運営体制では維持が難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にある。

こうした中、スポーツ庁は「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を平成30年3月に策定・公表し、その中で、都道府県に対し、運動部活動の活動時間及び休養日の設定、その他適切な運動部活動の取組に関する「運動部活動の在り方に関する方針」を策定するよう求めている。また、各市町村教育委員会に対し、都道府県の「運動部活動の在り方に係る方針」を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を作成し、その適切な運用を求めている。

そこで、上越市では、部活動が、今後とも生徒にとってより効果的な活動となるように「部活動指導ガイドライン」を総合的な指針として示し運用することとした。

今後も上越市内各中学校が本指針の趣旨を踏まえた取組を進め、部活動の目的を達成することを期待したい。

2 上越市立中学校における部活動の目的

生徒の心身共に健やかな成長を図ることは、学校のみならず地域社会の願いでもある。この願いを実現するために家庭・地域の理解と支援が必要であり、社会教育施設や社会教育関係団体等での活動の時間、部活動の時間、家庭学習の時間、家族と共に過ごす時間などバランスの取れた時間を確保することにより、心身ともに健やかな成長を図ることが求められる。

上越市の学校教育目標を受け、上越市の中学校の部活動は、次の2点を目的としている。

(1) 社会性を伸長し、豊かな心を育成する

異年齢との交流の中で好ましい人間関係を築き、互いに支え合い、高め合うなどの社会性を伸長し、豊かな心を育成する。

(2) 自律性を伸長し、健康な心身を育成する

めあてをもちその達成に向けて取り組むことを通じて、自律性を伸ばすとともに、健康な心身を育成する。

3 上越市立中学校における部活動の運営上の留意点

上越市内の学校における部活動では、競技力向上や大会結果(上位大会出場等)を強く求めるものではなく、「生徒の自主的、自発的な参加による活動を通してバランスの取れた健全な成長を目指す」という本来の意義を踏まえ、生徒の生きる力の育成や豊かな学校生活の実現が図られることを期待するものである。従って、各学校においては教育課程との関連を図り、生徒はもとより教員のライフワークバランスが図られるように保護者や地域、外部指導者、地域のスポーツ団体から理解と協力を得ながら改善していく必要がある。

(1) 生徒の健全な成長の促進

スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲や責任感、連帯感の涵養等に資することが、学校における部活動の目指すところである。この趣旨については、生徒並びに保護者や地域に対し継続的に周知することが大切である。また、指導に際しては、心身のバランスの取れた成長を目指し、休養日を適切に設けるなど過度の指導や練習を行わないようとする。

(2) 生徒の自主的、自発的な参加による部活動

希望制による自主的、自発的な参加を促進することを基本とする。

(3) 教員のワークライフバランスの実現

長時間勤務の改善を図るために、校長の指導の下、休養日を明確にした年間や月間の活動計画を作成して生徒や保護者に提示する。一方、一つの部活動に複数の顧問の体制が組めるように部活動の数の削減に取り組み、生徒や保護者、地域に意向を示し、理解と協力を得ていくことが肝要である。

複数顧問制による部活動指導を分担することで、日々の部活動指導の負担軽減を図り、校務分掌業務や教材研究等の時間を確保する。

4 適切な運営のために

(1) 適切な休養日・活動時間の設定

〈休養日の設定〉

- 週当たり3日以上の休養日(平日1日以上、週休日等)を設けることを原則とする。(令和5年度からの3年間は可能な範囲で実施する。)
- 平日の休養日には、特別活動(生徒会や学級活動)等の時間を確保することが望ましい。
- 大会や強化練習会等で週休日を休養日とすることができない場合は、年間の中で振り替える。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じる。また、夏季休業中においては、お盆の期間である13・14・15・16日、冬季休業中においては、閉学となる12月29日から1月3日の間は休養期間とすることが望ましい。

〈活動時間の設定〉

以下に示す活動時間は、用具の準備時間及び片付けの時間を含む。

- 1日の活動時間は、朝練習を含めて長くとも2時間以内で練習を終えることを原則とする。

(2) 年間を見通した活動のための年間活動計画(案)の作成等について

生徒が部活動以外の多様な活動を計画的に実施したり、教員がワークライフバランスの実現を図ったりする必要がある。そこで、上記の休養日の設定等を踏まえ、部活動顧問は、年度当

初に年間を見通した活動計画(案)を作成し、教員・生徒・保護者に配布し、説明して理解を得る。

校長は、部活動に係る活動方針及び全ての部活動顧問が作成した年間活動計画（案）を精査し、休養日が適切に設定されているか確認して、必要に応じて指導する。また、校長は毎月の実施状況を把握し、「部活動活動状況調査」にまとめ、定期的に教育委員会学校教育課長に提出する。8月、10月、1月、4月の年4回。書式は県保健体育課が示すものとする。

5 適切な部活動指導の在り方について

部活動指導を通して、生徒が心身共に健やかな成長を図り、社会性や豊かな心、自己肯定感などを一層高めていくことが真の目的である。この目的の達成のためには、校内での指導や指導体制について共通理解を図るとともに、保護者の理解と地域社会の支援・協力体制を構築していくことが必要である。また、効果的な指導や事故防止等に留意せねばならない。校長は、各部で生徒・保護者に毎月配付している「月間活動予定表」と「部活動活動状況調査」を併用して点検し、部顧問の負担軽減を図ること。

(1) 指導体制

校長のリーダーシップの下、教員の負担軽減の観点から組織的な運営が行われるように、学校部活動の運営や方針等を教育計画に位置付ける。また、部活動が学校教育の一環として行われることから、各活動の運営や指導が部活動顧問の教員に任せきりにならないようにすることが大切である。

部活動顧問の教員の状況や生徒のニーズによっては、外部指導者からの技術指導を受ける場合がある。その際、学校全体の方針や各部活動の目標・計画、生徒の状況について十分に共通理解を図っておくことが大切である。

(2) 効果的な指導

年間の活動や日々の運営や指導の在り方について、校長が適切に指導する。部活動の顧問等の間で指導についての情報を共有したり、効果的な指導について外部からの指導者を招請したりして学ぶことが必要である。なお、保護者や地域に対しても学校全体の方針や各部活動の目標等や計画等の情報を発信し、理解を得ることが重要である。

(3) 事故防止

部活動の指導においては、生徒の安全・安心の確保を最優先する。施設や器具等の安全確認や生徒一人一人の健康状況に配慮し、気温等に配慮した水分補給、突風や雷などの気候変動に応じた練習時間や内容等にも留意する。

活動中の事故が発生した場合の対応について、マニュアルを作成し部活動顧問はもちろんのこと全職員が的確に対応できるようする。

(4) 体罰の禁止

学校教育法 11 条に体罰の禁止が明確に示されている。指導と称しての身体に対する殴る・蹴る等の行為や肉体的苦痛を与えることだけでなく、生徒の人間性や人格の尊厳を否定するような発言や行為も許されない。体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせ目撃した生徒の後の人生においても精神的な影響を及ぼす可能性がある。また、パワーハラスメントと判断される言動やセクシュアルハラスメントと判断される発言や行為等のない指導を徹底する。

6 部活動を支える環境整備

生徒数の減少や専門の指導者の不足等の状況を考慮し、学校教育の一環として可能な限り生徒のニーズに応え、適切な部活動運営を図る環境の構築に努める必要がある。

(1) スポーツ活動サポート事業

運動部活動において、専門的な技術指導を必要とする学校が外部指導者を招請する場合、その指導料を援助する。

(2) 部活動指導員の派遣

単独で部活動における練習や練習試合、大会における指導及び引率、部活動の運営に関する助言を行うことが可能な指導員を配置する。

[配置の考え方]

顧問が複数配置されていない部や、部活動指導員を配置することで部活動顧問の教員の負担軽減につながる学校に、部活動指導員を配置し、教員の多忙化解消と部活動運営の円滑化に取り組む。

[任用条件]

教員免許状を有する者・教員を退職した者・日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度の競技別指導者資格を有する者・外部指導者の経験を3年程度有する者で、校長の推薦により教育長が許可した者。

(3) 総合型地域スポーツクラブ等との連携

学校と総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型SC」）が連携することで、生徒が所属する部活動の存続を図る取組が一部地域で始まった。生徒が地域スポーツクラブに所属し、部活動や練習試合・大会等においてスポーツクラブ指導員から指導を受けるシステムである。このように、地域のスポーツ活動を担う総合型SC等との学校の連携により、生徒のニーズに応える部活動の整備を検討する。

(4) 部活動の合同化や拠点化の推進

指導経験のない教員が部活動を担当したり、部員数の減少に伴いチーム練習が困難となったりするケースが近年多くの学校で生じてきている。これらの課題を有する学校間で連携し、生徒のニーズに応えるために近隣の学校との合同部活動の取組や種目ごとの拠点化を進め、学校間で生徒を受け入れたり、指導教員を派遣したりするなどを検討する。

(5) 適正な部活動数に向けた計画的な削減

生徒のニーズに応える部活環境を整えることが大切と考えるが、生徒数と教員数の減少に伴いこれまでの部活動数を見直し、廃部を進めねばならない学校も多い。入学見込み数や今後の動向を可能な限り把握し、地域に現状を発信する。また、部活動数の削減に向けた案を提示し、児童生徒や保護者・地域住民の理解を得ながら取り組む必要がある。教員の負担軽減や生徒の管理の面から複数の教員が担当できる部活動数が望ましい。

7 その他

従来、教育的配慮^{注1}から部活動を理由とした校区外通学を認めてきたが、現在行われている「部活動の地域移行」^{注2}の理念と方針が合致しないことから、今後は、認めないこととする。

- (注1) 教育的配慮とは、進学先の中学校に、生徒が活動したい部活動が設置されておらず、県や各種団体等の強化指定を受けている生徒について「部活動を理由とした校区外通学」を認めること。
- (注2) 当市では、「部活動の地域移行」を、部活動を学校から地域に移そうとする一つの取組ではなく、「学校における部活動改革」と、「地域における子どもたちのスポーツ・文化活動の環境整備」という二つの取組であると捉えている。

【付記】

本ガイドラインは、教育委員会スポーツ推進課並びに上越市中学校長会及び各学校の意見等を参考にして策定したものであり、教職員のワークライフバランス及び生徒の休養日の設定を中心に考え設定したものである。本ガイドラインを提案するに際し、多くの意見が寄せられた。以下のような課題も見えてきたことから適宜見直しを行うものとする。

- 平成31年度に、中学校体育連盟では「地区割改正」「都市大会廃止」などの大会運営に大きな変化があることから、中学校体育連盟（県または地区または市）や各種競技団体等の意見や保護者等の意見を聞き、本ガイドラインに反映させる必要がある。
- 生徒の部活動など多様なニーズに学校が応えられない状況が生じてきた。
- 部活動を負担に感じている職員とそうでない職員との意識の差がある。
- 部活動の成績がスポーツ推薦の基準となっている状況があるため、保護者の期待も大きい。
- 中学生の活動の受け皿となってほしい社会体育や各種スポーツ団体の組織間の格差が大きい。
- 部活動に対する各学校の課題が異なり、ワークライフバランス等への取組意識に差がある。
- 令和5年度から7年度が休日の部活動の段階的な地域移行の改革推進期間と位置付けられた。令和8年度以降は、平日の部活動の地域移行に取り組む必要がある。